【山本座長】 では、定刻となり、全員御出席ですので、第3回目の内部統制制度の運用上の課題に関する研究会を始めさせていただきたいと思います。

お忙しい中、また風の強い中、お集まりいただいて、どうもありがとうございます。

今回は、前回、前々回の議論を踏まえて、事務局にガイドラインの改正案を作成いただきました。また、内部統制資料集につきましても、その結果について御報告いただけるということです。

概略、今日の進め方ですけれども、まず事務局からガイドライン、資料集の説明をいた だきまして、その後、ガイドラインについての御検討、御意見をいただきたいと思います。

最後、二、三十分、時間をいただきまして、資料集についての御意見、それから今後の 内部統制に関する御意見など賜りましたら幸いでございます。

ではまず、事務局からガイドライン等の説明をお願いできるでしょうか。

【堀行政課課長補佐】 事務局、堀でございます。どうぞよろしくお願いします。

資料は1から6まで用意してございますけれども、まずは新旧対照表形式で記載しております資料の2を御覧いただければ幸いでございます。

左側に前回、第2回の研究会時点のガイドライン改正素案、それから右側に今回の最終 案となってございまして、黄色く背景をつけているところが今回変更しているところでご ざいます。

なお、左側の第2回研究会時点のところにも、ところどころ黄色く入ってございますけれども、その点につきましては字句修正ということで、ほかとの平仄を合わせたという点でございます。実質的な改正は、右のほうの最終案の欄にございます。

まず、1ページ目、「はじめに」とございますけれども、脚注をつけてございます。こちらは、今回、内部統制資料集を作成することに伴って、そちらを参照してくださいということで、「はじめに」のところに付させていただきました。総務省のホームページを公開しましたらURLをつけさせていただきまして、完成としたいと思います。

おめくりくださいませ。2ページでございます。2ページは第1回で提示しました論点 のうちの一つで、このガイドラインのところどころに自治体にとって選択肢のない義務づ け的な表現というのがあるけれども、これについてどう考えたらいいかということでございまして、後ほどQ&Aのほうで御紹介させていただきますけれども、本文には「また、監査委員との意見交換等を通じて」というフレーズを入れまして、まず各地方公共団体で規模特性に応じて内部統制を講じてほしいんだけれども、その際には監査委員との意見交換を通じて行ってくださいと、そういうメッセージを入れております。後ほどQ&Aで詳しく御紹介いたします。

それから、進んでいただきまして、ページで言いますと9ページでございます。こちらは内部統制の「情報と伝達」についての一節の中でございますけれども、その中に脚注をつけさせていただきました。第2回の研究会におきまして石川先生より、自治体内で事案が発生した際に、首長には情報は伝わるんだけれども、組織横断的に情報を共有するのが非常に弱いと。リスク管理のためには発生した事案を組織横断的に情報共有することが重要であると、そのように加筆すべきという御意見を頂戴しまして、量のバランスからして、脚に今のところさせていただいていますけれども、その趣旨を入れさせていただいたところでございます。

続きまして、ページ飛びますが、12ページを御覧いただけたらと思っております。こちらは、ICT統制が内部統制とは「別の枠組み」で行われていると。これらはどの程度重複してやらなければいけないのか、依拠していいのかという問題でございまして、左のほうに修正案として赤字が入ってございますけれども、これにつきまして、今回、このガイドラインの改正案を、事前に内部統制を既に導入している120弱の団体に意見照会を行っているところ、この部分についてより細かく解説してほしいという意見がございまして、こちらも後ほど御紹介いたしますけれども、Q&A集に1問起こしております。

続きまして、その次のページ、13ページを御覧いただけたらと思います。こちら、「内部統制の限界」の記載が(2)のところにございます。こちらは、首長が内部統制を無視したようなときに、内部統制制度で対応できるのかできないのかといったようなところでございますけれども、第2回の研究会では、我々の書いた改正素案では、長による不当な無視があった場合は内部統制では対応し得ないと、そういったことを書かせていただいたところ、委員のほうから、いや、内部統制を構築して運用することによって何らかの痕跡が残るので、内部統制からの逸脱があれば適時の発見と速やかな改善策を講じることが可能になるという内部統制の効果というのを書いたらどうかと、そういうことがありまして、右側のほうに書かせていただいているところでございます。

続きまして、15ページを御覧いただけたらと思います。「4.地方公共団体のガバナンスと長の役割」というところでございます。前回、左側は、議会がガバナンスの最も重要なものだと、そのように評価した上で、長、監査委員、住民が適切に役割分担と連携をしていくことが求められる、そういうフレーズを入れていたところですけれども、ここに住民という単語を入れたことによってイメージがしづらいとか、実際に長あるいは監査委員、議会が住民とどう連携していくんだといったようなことが少し議論を拡散した嫌いがございまして、まず整理をするということが前回の方向性で示されたと思います。

つきましては、住民という言葉を取りまして、まず、ガバナンスを有効に機能させていくためには、議会のほか、長、監査委員等がそれぞれの役割を適切に果たしていくということが重要だと記載させていただいた上で、その上で、こちらの内部統制ガイドラインは首長の内部統制でございますので、「長の役割は」といたしまして、自ら構築する内部統制の強化を図るとともに、地方公共団体の予算の執行等を適切に行い、さらには議会や住民に対する説明責任を果たし、さらには財務に関する事務を通じて他の執行機関の統制を図り、他の執行機関や地方公営企業等における自主的な内部統制の構築を支援することが挙げられると、そういったようなフレーズを入れさせていただいております。

次でございますけれども、24ページを御覧いただけたらと思います。24ページにつきましては、内部統制の運用の最後に評価を行うというところですけれども、今回自治体への意見照会をした中で、新たに下された課題、質問でございますけれども、地方公共団体は、3月31日に年度が終わりますと、2か月間の出納整理期間がございます。その出納整理期間において事務処理を誤った場合はどうしたらいいのかということでございまして、下に脚注を入れさせていただいております。

脚注を読ませていただくと、旧年度中に支出負担行為までは終わっていると。出納整理期間中で恐らく負担行為を行った金額と違う金額を振り込んでしまったとか、そういったケースでございますけれども、出納整理期間中の処理が誤ってしまったと、そういう場合に、どちらの年度にその不備を寄せるべきかということでございます。こちらは今回、いろいろ各団体の運用を聞きましたところ、対応が割れておりまして、また、その割れることに関して統一するといったことがあまり意義を持たないのではないかと思いまして、今のところ両論併記とさせていただいています。

その2つのパターンの、まず①というのが、内部統制の有効性の評価というものは、評価対象期間の最終日である評価基準日、多くの団体で3月31日において行われるもので

ありますが、その後判明した事項というのは翌年度の内部統制評価報告書に記載すると。これが今、ガイドラインでも採用している考え方でございます。また、2つ目のパターンとしては、といっても、旧年度中の決算に影響を与える、出納整理ですけれども、あくまでも前年度の決算の数字に影響を与えるんだから、3月31日時点で判明していなかったとしても、各団体の判断によって旧年度中の内部統制の不備と整理することもあり得るんじゃないかということでございまして、今、この2つの方式が各団体でとられているかと思いますけれども、その2つの扱いが考えられるということで、両論を併記させていただいたところでございます。

次でございまして、28ページを御覧いただけたらと思います。28ページは、前回も議論が多かったところでございますけれども、「過年度の重大な不備を当年度に把握した場合の取扱い」ということでございます。まずもって左側のタイトルのところが、前回、修文が間に合わなくて、内部統制評価報告書の訂正となってしまっていたということで、少し議論を違う方向に導いてしまったことに関しておわびを申し上げるとともに、右のとおり修正させていただきました。この部分につきましては、前段が、そういう不備が発覚したときの即応のこと、「また、」以下の後段が、では内部統制評価報告書にどう書いていくかと、そういったところでございます。

まず、上段のほうでございますけれども、字句修正ですけれども、「長は、」というところの1文目、「重大な不備」の後に、「に相当する不適切な事項」という言葉を補ってございます。これも自治体からの意見照会による指摘ですけれども、重大な不備というのは有効性の評価を行った後に出てくる言葉であるので、まだこの段階では有効性の評価をやっていないということで、正確に言葉を使うべきだと言われまして、「重大な不備に相当する不適切な事項」とさせていただきました。

それから、その後に、2行目の一番最後に、「報告するとともに」ということで、まずは そういう不備が起きたということを監査委員あるいは議会に報告しましょうというフレー ズでございますけれども、この「報告」という言葉が団体によってはいろいろな読み方が できてしまうということ、例えば議会報告といいますと、議会に対する正式な報告と考え てしまう場合もあるということでございまして、ちょっと言葉を変えさせていただきまし た。今回右側では、話し言葉に近いかもしれませんけれども、「説明」という言葉で、必ず しも正式な報告でないということを明確化させていただきました。

それから、下段でございます。内部統制評価報告書における対応ということでございま

すけれども、こちらもまずは言葉を補いました。「当年度の内部統制評価報告書」と書いているところだったんですけれども、当年度の内部統制評価報告書というのは、昨年度の報告書を当年度の議会に出すのか、それとも、当年のまさに進行中の年度の内部統制評価報告書なのかというのが分かりにくいということでございましたので、「また、」の後に「翌年度の議会に提出される当年度の」ということで、今年がN年度だとすればN-1年度の事案について報告する報告書ということを明確化させていただきました。

それから、最後に、脚注の1と2ということにさせていただいておりますけれども、意見に対して脚注を付してございます。まず、注1に関しましては、こちらは町田先生からいただいた御意見でございますけれども、過年度の重大な不備の内容を内部統制評価報告書に書いて審査委員の審査に付するということは、監査委員の意見というのをつけて議会に提出されるんだと、そういったことを明示することが親切ではないかと、そういった御意見をいただきましたので、そのまま注1に採用させていただいております。

それから、注2は、冒頭に申し上げた、重大な不備というのは有効性の評価を行ってからでしか使えない言葉ですよということに対応したものでございますけれども、第1回の研究会におきまして、これも町田先生から、民間の訂正内部統制報告書については監査というのは付さないんだということで、監査証明をつけることは要さないとされております。それはなぜかというと、過去の年度の内部統制の体制について、後になってその体制というのを評価するというのは困難であるので、民間ではされていないということになっていると御説明をいただいたところでございますけれども、同様に、このケースに当てはめると、過年度の内部統制が当年度になって発覚した場合に、過去の年度の内部統制体制というのを首長が評価できないというケースがあると思いまして、注2に書かせていただきました。過去の内部統制の有効性を評価できない場合は、「重大な不備に相当する事項」として記載してくださいと、そういったこととさせていただいております。

あと、このページでもう1点、説明が前後になって申し訳ございませんが、左側の下段の2行目の後、「把握した」の後です。「過年度の重大な不備の」から「状況等を記載する」のところまでの言葉が、第2回の場合、右側の赤い枠の中に書いてあるんですけれども、過年度の重大な不備の内容、重大な不備が発生した理由、是正するために実施した措置、改善の状況を記載してくださいと書いていたところですけれども、この言葉はその前にも出てきている言葉でございまして、1ページ遡っていただきまして、27ページの左側の少し黒く網かけしているところに、こちらは、整備上の不備が把握された場合には、当該

年度中にその不備を報告すれば重大な不備として扱わなくていいと書かれているんですけれども、その整備を克服した場合においても内部統制報告書にその事案というのを記録してくださいと、そういったことが書いています。網かけの部分がまさにその内容ということで、今回と共通するものでございましたので、言葉を使わせていただいています。「当該重大な不備の内容及び原因、是正までの間に当該重大な不備により生じた影響、講じた是正措置の内容、並びに是正を行った後の内部統制の状況等」を記載するということで、こちらを移行させていただいて、言葉の平仄を取ったということでございます。

次、この新旧でございますと最後ですけれども、32ページでございます。こちらはどういったところかといいますと、監査委員が内部統制評価報告書を審査するというところでございまして、業務レベルの内部統制の評価手続について書いてございます。ここで書きたいことは何かというと、監査委員は監査によって得られた知見を有しておりますけれども、その知見に基づいて、この事務にこんなリスクが潜んでいるんじゃないかという知見もお持ちでございます。そういったことから、現在、首長が整備しているリスク評価シート、リスク一覧などにおいて、そういった想定されるリスクというのが拾えているかというのを試してみる、そういったところでございます。言わんとするのは、そういうリスク評価シートなどに漏れなく把握すべきことが漏れなく把握されているかについて検討すると。このために、知見に基づいて自ら設定した一定以上のリスクについて、内部統制推進部局及び内部統制評価部局に対して質問を行うと、そういったことを書きたかったところだったのですけれども、文節がつなぎつなぎになっていて、主語と結論というのが遠くなってしまっていたということもあって、読みづらいという御意見が自治体から来ておりますので、こちらは文を2つに割るとか、ちょっと言葉を補うとか、目的語を集めてみるとか、そういったような修文をさせていただいておりまして、現状となってございます。

新旧対照表で御説明すべき前回からの修正点は以上でございます。

続きまして、資料の別冊でございます。資料の3を御覧いただけたらと思っております。 こちら、資料の3は、縦紙でございますけれども、内部統制評価報告書の記載例でござい ます。

こちらをおめくりいただきまして、2ページ。ほかにも共通する部分として、右上に、 こちらは自治法の施行規則で様式が定まっておりますので、記載例のほうにも右上にこの 様式ですというのを明記いたします。これは自治体からの御指摘でございます。

それから、2のところにありますように、元号が平成になっているということがあって、

これを令和と直させていただくと。こういったようなことが、この記載例、既存は1から 6までございますけれども、そちらを随時やっていくということでございます。

それから、4ページを御覧いただきたいと思うんですけれども、こちら、4ページの記載例で、一番下に、4というところで、2行目、毎年度、本来内部統制に関する会議を2回開催すると定められて云々とあったんですけれども、こちらも各自治体において何回こういったことを開催しなきゃならないのかということを惹起するということで、数字のところは〇回ということで、具体的な数字としない改正にしたいなと考えているところでございます。

5ページのところも、100億円を超えるというのが4のところに出ているんですけれども、自治体によって100億円なのか10万円なのかというのは差があるのでという、そういう意見が寄せられたところでございまして、これに対応しようと思っているところです。

実質的な改正は9ページ以降でございまして、9ページを御覧いただけたらと思います。 記載例の7ということで、先ほど内部統制のガイドライン改正時に出てきました、「過年度 の重大な不備を把握した場合」にどういう記載事項にしたらいいのかということを、今回 記載事項として示そうと思っています。

まず、略としておりますけれども、1から4というところ、これが現年度の記載をするということで、通常どおりの記載です。ほかの記載例にそういった記載がございますけれども、今回続けまして5ということで、「付記事項」ということで、こちらに過年度の事案について報告するようにしたいなと思っています。

一番下に脚注ということでついているんですけれども、内部統制の報告様式を定める地方自治法の施行規則にはこういう一節がありまして、「報告様式の備考において長がその他説明をすることが適当と判断した事項は追加して記載することができる」とされておりますので、今回はそれを適用していただいて、5、付記事項というところを設けるという記載例をつくっています。

案件につきましては、(1)で過年度の○○税の過少徴収というケースを想定しまして書いております。まずは、どの担当課がそれを発生させたのかということで、税務課においてという言葉、それから、令和何年にかけて○○税の徴収が過少となる重大な不備を○○年に把握しましたと。当該不備の発生原因ということで、その下の行、税額計算プログラムの一部に改修漏れがあったためですということ、そしてその後に、それではその即応と

して何をやったのかということで、当該不備の把握後、速やかにシステム設定の確認及び見直しを行い、令和N-1年度の○○税の徴収は適正に行われたと。ただし、その不備というのは追加のシステム改修費用、追徴事務経費等を生じさせたとともに、税務行政の信用を著しく低下させた、そういう事案だと総括するということで、行を改めて、徴収が過少となったのはということで、直接の税の損害というか、そういったことを書く。延べ○○件、約○○万円であるとあるんですけれども、本来課税すべき額との差額については追徴手続によりおおむね納付された、ただし全額ではないので、引き続き全額回収に努めますと、そういった文章になっています。そして最後に、再発防止策として、税務課に担当者を増やすとか、事務フロー見直しだとか、そういったことを書いていくことを想定しております。そういった、今回、記載例7として記載事項というのを書いていったということでございます。

そして、それを受けた監査委員の審査というのが10ページでございまして、10ページに過年度の重大な不備が報告された場合の記載例ということで、監査委員のバージョンです。同じように、1から4につきましては現年度のことを書いて、評価まで行って、その後ということで備考でございます。(1)過年度の○○税の過少徴収ということで、こういう重大な不備があったことの報告があったということを1行目に書きます。

その後に、当該重大な不備を把握した後、早急に原因究明に当たり、また、発生原因の判明後は速やかにシステム設定の見直し等を行っており、令和N-1年度の〇〇税の徴収は適正に行われていることを確認したと。本来課税すべき額との差額についても、追徴手続に直ちに着手したと。おおむね納付されている。ただし、今後も未納分の全額回収に努められたいと、こういったような評価をしていくということ。

最後に、再発防止策についても、長が考え出したリスク対応策というのを確実に実施してくださいと。ただし、この対応で十分か引き続き検証を行って、他市の同様の事例を勘案しながら、適切な内部統制の対応策、整備に努められたいと、そういったような総括評価というのを書いたらどうかという案となってございます。

資料の3は以上でございます。

続きまして、資料の4でございます。Q&A集でございますけれども、1ページ目、まず、こちらは法施行時の留意点ということで、法施行の令和2年度4月までに何をやる必要があるんですかというような記載でございますので、こちらは役目を終えたということで、全部削除させていただけたらと思います。

続きまして、2ページでございますけれども、今回、「はじめに」のところの修文を受けて、4のところに修文後のフレーズを入れなければならないところがございました。また 監査委員との意見交換を行って、団体ごとの規模や特性に応じて柔軟に内部統制に対応することが望ましいと、そういったフレーズを補わせていただきました。

次、3ページ、こちらが新たに起こしたところでございます。今ほど申し上げた監査委員との意見交換等を通じてという言葉について追加されたけれども、その趣旨は何でしょうかというような問いを立ててございます。

まず、1番は、今回の経緯、令和6年度の内部統制ガイドラインの見直しの際に、同ガイドラインに記載される個別の対応策の中に、地方公共団体にとって選択肢がない限定的な表現になっている箇所が複数ある、そういった指摘がありました。もとより、内部統制ガイドラインは、地方公共団体が内部統制を導入及び実施する際に参考となる基本的な枠組みや要点等を技術的助言として示したものであり、各地方公共団体においては、本ガイドラインを踏まえ実情に応じた最適な体制を柔軟に検討・整備することが期待されますと。一方で、設問中の記載というのは、内部統制の整備や見直しを行う際、括弧書きで、特にガイドラインの記載と異なる対応を採用する場合は、整備等を使用する内部統制が有効に機能し、住民の福祉の増進を図ることを基本とする地方公共団体の組織目的の達成に資するのかを検証する観点から、監査等によって得られた知見を有する監査委員との意見交換等を通じて行うことが望ましい、こういったことを強調するために追記したんですとい

続きまして、4ページでございます。先ほど、個人情報保護法等によって行われる内部 統制とは別枠組みの統制に依拠するといったことの意味というのはどういうことですかと。 どういう評価を具体的にしたらいいんですかという質問が自治体から寄せられましたので、 その問いを起こしたところでございます。

う問いを一つ立ててございます。

本文を読ませていただきますが、地方公共団体におけるICT統制というのは、個人情報保護法のように、法150条に基づく内部統制体制とは別の枠組みで統制が行われていると。例えばということで、各地方公共団体において行われている情報セキュリティーポリシーに基づく統制については、リスク評価を実施し、その上で、統括情報セキュリティー責任者、そういう役職を設置し、システム冗長性を確保する、ログ監視を行う、情報資産の運搬・提供等において暗号化等を行うなど、個別の対策基準を設定して、その後にそのポリシーというのを決定すると、そういうことがなされています。そして、その運用後

に、情報セキュリティー監査、自己点検、そういったことを実施して、そのポリシーの見直しまで行っていると。まさにPDCAを回しているという統制であるということでございます。

内部統制のリスク管理においても、同じ項目というのを重畳的に実施するというのは合理的ではないということで、システムポリシーが個別の対策基準を置いて実施していくことを前提に、例えば全庁的な内部統制においては、そのポリシーというのが適切に見直されているのか、そのポリシーに基づいてシステム構築されて運用管理が適切に行われているのかについて評価したらどうかと。

また、業務レベルの内部統制では、先ほど例示しましたようなログ監視を行っているかとか、そういったことを個々の業務レベルで行うのではなくて、同ポリシーの個別の対策というのがそうして遵守されて、財務システムの運用が適切に行われているかというレベルで行えばいいんじゃないかと。個々の事務において、それぞれの全く同じようなログ監視手続をチェック項目に入れてチェックしていくというのを重畳的に行うのは合理的ではないと、そういったような問をつけさせていただいています。

また、下のほう、脚注でございますけれども、念のため、地方公共団体の情報セキュリティーポリシーというのは、総務省が公表している地方公共団体情報セキュリティーポリシーに関するガイドラインというのを参考にやっているんですよということを書かせていただいた上で、URLを付したいと思っております。

続きまして、8ページを御覧いただきたいんですけれども、脚注のところに一つ付しております。ガイドラインの新旧の本文の1ページにも付しましたところですけれども、内部統制資料集のこのページを併せて参照してくださいということで書かせていただいています。これは最後まで我々のほうで入れられるところがどこにあるかというのを考えて、もっと多く足していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、その次のページ、9ページでございます。外部委託に関する内部統制ということで、その責任は委託者にあるわけでございますけれども、どこまでどのように評価していくのかということでございますけれども、これは本文中に、今回、ガイドラインの資料22ページのほうに移行した事項でございますので、これは削除する方向で提案させていただきたいと思っているところでございます。

続きまして、もう1問、質問を起こしています。13ページを御覧いただけたらと思っております。内部統制評価報告書の作成というカテゴリーの中の1問でございますけれど

も、先ほどの過年度の重大な不備を把握した場合ですけれども、この場合は、本当に議会 に提出する直前に不備を把握した場合はどうしたらいいんでしょうかというような質問で ございます。

質問を読ませていただくと、内部統制評価報告書の議会提出の直前、括弧書きで、報告書の修正が間に合わない本当の直前の時期に前年度の重大な不備を把握した場合、既に作成している、その不備が入っていない報告書をもって議会報告をして、併せて、その議会で、直前にこういったことが把握されましたということを追加で説明する、そういった取扱いで問題ないでしょうかと。または内部統制報告書を修正して次の議会に提出する、そういった取扱いをすべきでしょうかと、そういったことでございます。

答えとしては、1.に我々の認識を書いています。前年度の内部統制評価報告書において記載すべき重大な不備に相当する事項というのを当年度になってから把握した場合、内部統制ガイドラインにおいては、原因の究明や対応策の検討を行った上で、翌年度の議会に提出される内部統制評価報告書に記載する。この点は、内部統制の有効性の判断というのは、評価対象期間の最終日である評価基準日、多くの団体で3月31日において行われているものであることから、既に作成された内部統制評価報告書を直ちに修正することを義務づけるものではないということで、上記1.の対応を行うということとしたものですということでございます。

3番目でございますけれども、なお、その状況に応じ、長の判断により、内部統制評価報告書を修正して監査委員の審査に付した上で、次の議会、今、多くで年4回開催している議会の、その次の議会に提出することというのは妨げられるものではないということでございます。

またということで、内部統制ガイドラインの4のところの前段について書いていますけれども、不適切な事項を把握した際の適時の対応について記載しているところですけれども、これは、設問中の議会への状況説明、つまり、既に作成済みの評価報告書を提出した上で、追加でこんな事案を発見しましたと説明するということですけれども、そういった状況説明によることや、あるいは、当該不適切な事項を発生した部局、広報担当等、そういった内部統制部局でない別の部局による事実上の対応、そういったことなど様々な方法が考えられることから、各団体の判断により適切に対応していただきたいと、そういった記載とさせていただきました。

こちらが資料の4でございます。

続きまして、資料5につきましては、内部統制のガイドラインは別紙1から3がついて ございますけれども、別紙1の部分、全庁的な内部統制の評価の基本的な考え方と評価項 目というところでございます。このうちの3ページの7の1というところに、本来入れて おかなければならなかった言葉というのが抜けていることが判明しまして、文言の適正化 ということで、今回修正をお願いしたいと考えております。

「組織は、リスク評価と対応において決定された対応策について、各部署において、実際に指示どおりに実施されている」、本来は「ことを把握しているか」と書いておくべきだったんですけれども、この赤い部分が抜けてしまって意味がとれなくなっていたところがございますので、今回修正させていただきたいというお願いでございます。

以上、資料1から5ということで、今回改正の御審議をお願いする内容について御説明 をさせていただきました。

続きまして、内部統制の資料集に若干触れさせていただきたいと思います。第2回中間報告ということで、皆さんのリスク評価とか重大な不備の判断基準というのをかいつまんで御説明させていただきましたけれども、今回最終的につくらせていただいたものは、内部統制に関する方針から議会提出に至るまで、事例を幾つか分析いたしました。既に導入しているところも他団体の横展開というのは参考になりますし、これから入るところについても、こういったものをつくるんだということが分かるように、1から10までということでつくらせていただきました。お配りしている資料は、それぞれチャプターによってホチキスどめしておりますので、まずは1分冊目、「内部統制に関する方針の策定・公表」ということで御覧いただけたらと思います。

2ページでございます。幾つか団体の例を示しておりますが、仙台市の例というのを出しています。ここで注目すべきは、1、内部統制の目的のうち(2)ということで、今回の内部統制ガイドラインの修正で、「財務情報等の信頼性の確保」を「情報の信頼性の確保」に変更したいと提案させていただいているところでございますけれども、仙台市の場合は、既に先取って「(3)情報の信頼性の確保」というのを入れているということが、今回注目したところでございます。

それから、下の2のところ、内部統制の対象事務の範囲ということでございますけれど も、市長の権限に属する内部統制全般を内部統制の対象としますということで、財務に限 っていない例。それから、「なお、」以下、内部統制の取組は、本市の公営企業管理者、行 政委員会の権限に属する事務についても一体的に推進しますということで、仙台市は相当 幅広にやっておられるということでございます。

続きまして、3ページでございますけれども、これも神戸市の例ですけれども、目的を ガイドラインと変えている例としてございます。(4)「資産の保全」とありますのを「資 産の保全・活用」ということで、活用まで視野に入れて、最終的に内部統制の目的とする ということであります。

それから、2の対象事務についても、こちらは財務等、具体的に何かというわけではないんですけれども、(2)で「その他市長が必要と認める事務」ということで、これは適時に、例えば監査委員の何か指摘があった場合にそれを重点的にやるとか、そういったことに対応できるような書きぶりとしているという例かと思います。

それから、4ページで御覧いただきたいのは栃木県の例ということでございまして、これも内部統制の目的の中に、(1)から(4)まではそのままですけれども、(5)ということで、「業務執行に係る情報・文書の保存及び管理の徹底」というのを目的の一つに入れているということでございまして、実際に実施事務については、2のところ、内部統制の対象とする事務は、自治法で定める財務事務に加え、個人情報等保護に関する事務、公文書管理に関する事務、情報セキュリティに関する事務、その4事務としますと、そういったと方針に定めている、そういった例でございます。

3つの団体を示しておりますけれども、その次の5ページ目、これは令和4年3月に総務省が調べた内部統制方針に記載している事項は何ですかということで聞いたものでございますけれども、目的・対象事務からでございますけれども、①から⑫までそれぞれ書いている団体があったということでございまして、今後導入する団体にとっては、こういうものを入れるんだということの目安となるかなと思いますし、「その他」ということで、少数意見でございますけれども、右側に抜き出してございます。

その他こういったことが書かれているということで、例えば2番目、内部統制をいついつに見直しますといったことを書くと。その下は内部統制自体を見直すとか、そういったようなことを内部統制の方針自体に盛り込んでいるという状況というのがよく分かったということでございます。

6ページにございますのは統計資料でございます。内部統制をいつ導入しましたかというのが一番左上でございまして、法施行が令和2年の4月でございますので、都道府県・ 指定都市は全てここで入っているわけですけれども、3年、4年、5年と少しずつではありますけれども、徐々に内部統制を行っている団体が増えているということでございます。 それから、右側は見直しを行った団体数。ただ、これは多くは首長さんが替わったタイミングで変えるということと思いますので、実質的にまだ内部統制に対して何々を変えようという団体というのは多くは見られていないということかと思います。

左下、内部統制の対象とする組織の範囲ということで、本庁、他の執行機関、公営企業、 議会と聞いてみましたけれども、当然本庁は都道府県・指定都市の義務づけ団体でも、市 区町村においても、これを行っていないという団体は一つもなかったわけですけれども、 では出先はどうかと聞いてみると、若干、指定都市で1団体がやっていないと回答しまし た。まずは本庁から始めて拡大していこうというものかと推察されます。

右下が内部統制の評価対象期間で、ほぼ全てが4月から3月ですが、1団体だけ例外で 1月から12月ということでございます。もともと評価対象期間は、監査委員の決算審査 とか、そういったこととかぶらないようにという配慮も可能ですよと言っておりましたの で、そういう団体が1団体あったと、そのように受け止めているところです。

7ページ目、では、自治法で定められた内部統制の対象、財務事務、非財務事務と、どれだけあるのかなということで、財務事務はやっていない団体はないわけですけれども、非財務事務、上段の表の下のところが注目すべきということで、非財務事務をやっているのが、都道府県が18、指定都市が12、市町村が21ということで、111団体中51団体が非財務事務を行っているということです。

下表が、その非財務はどんなものですかと聞きましたところ、全ての事務を対象と。先ほど仙台市さんとか、そういったことを首長の権限の全てと書いておりましたけれども、そういった分を含めて6団体ございました。

それから、一番多いのは情報管理とかセキュリティー、ICT、そういったようなくくりで言葉をまとめさせていただきましたけれども、51団体中21団体がそういう事務を設定しているということ。

それから、その下の文書管理、個人情報保護、ここら辺は境目というのがなかなかグラ デーションがあると思うんですけれども、文書管理や個人情報保護という区分においてや っていると、そういったような団体が10以上あったということ。

それから、右側の下、先ほどの神戸市さんのように、必要と認める事務というのを定めているのが16団体あったということが、内部統制の方針に関する調査でございました。

続きまして、次の分冊2、「全庁的な内部統制」ということでございまして、おめくりいただくと、9ページに全庁的な規則の策定状況というのが書かれています。あるいは右側、

会議の設置状況というところで書いているところです。具体的なところということで、今回御参加いただいている大阪市さんがホームページで公表されておりましたので、そのURLを付させていただきました。よろしくお願いします。

それから、10ページ、全庁的な内部統制の整備といってもイメージが湧かないということで、ちょうどいいマニュアルといいますか、内部統制の評価報告書に、こういった図示をして書かれていた例がありました。横浜市さんの例ですが、評価項目に対してこれこれを取り組んでいくということでもって、この項目に対する全庁的な内部統制が整備されていると評価しているんだということを図示したものでございます。

11ページは内部統制の評価シートの作成例ということで、同じく横浜市が公開しているものでございます。

12ページでございます。全庁的な内部統制に対して、ではほかの団体はどういったものを定めることをもって統制を整備していると評価しているのかということで、様々な団体の例とを集めさせていただいて、私どものほうで取りまとめたものですので、特定の団体がということではございません。

右側の赤枠のところに、左側の評価項目に対してこういう資料を整備し、毎年見直していることをもって有効性の評価を行っているということでございます。1から説明することは困難ですので、御覧いただけたらと思っています。

それが3枚ございまして、次が15ページであります。組織に関して、内部統制を推進する部局と、期間が終わった後に評価する部局を分けて設置すべきというのが内部統制ガイドラインの精神でございますけれども、実際設置していますかと聞きますと、新たに設置するということは少なく、上段ですけれども、推進部局、上段の左側、評価部局、右側につきましても、既存の部局を位置づけてというのがほとんどでございました。

では内部統制の推進部局・評価部局の組合せはどうかというのが下の欄でございまして、 例えば左側ですと、推進部局を総務担当とすれば、評価部局も総務担当だったというのが 都道府県では3だと、そういったような見方でございます。また御確認いただけたらと思 います。

また、16から19ページまでにつきましては、広島市さんに御協力・御理解をいただきまして、体制の例ということで、組織の整備例、運用する各課の役割、それから、全庁横断的な事務を所管する課が、どういったことを役割として内部統制のルールを定めたりとか、そういう全庁横断的な事務というのを所管しているかといったこと、それから、評

価対象期間における取組に関する計画手続例ということで、1年間、何月から何月にこういったことをするんですよといったようなことを、この続く4ページで書かせていただいているところでございます。こちらも時間の都合上、省略させていただきますが、御確認いただけたらと思います。

それから、21ページでございます。3冊目の「業務レベルの内部統制」でございますけれども、こちらで前回に少し足してございます。

22から24ページにつきまして今回足したんですけれども、リスク一覧の例ということで、各団体の、これも私どものほうで、いろいろな団体がこういったことを定めているというのをピックアップして、考えられるリスクの名称に対して、リスクの事例ということで付させていただいているところでございます。大体こういったものをあらかじめ用意しておいて、各原課に対して、こういうリスク事例があるのでリスク対策を考えてくださいと、そういったような示し方をしているのかなと思っておりますけれども、それを3ページ、つけさせていただきました。

駆け足で申し訳ございませんが、25ページ、これは前回既にお示ししているリスクの 分析評価の方法についてということでございますけれども、前回委員のほうから、極力各 団体の実名を出していただいて、各団体とか研究者が問い合わせられるような対策をして くれないかということで、各自治体にお願いの電話を行ったりとか、そういったことで御 理解を求めていったところでございます。

26ページにつきましては、団体名、都道府県と書いていたところですけれども、福岡県という名前が入りました。次のページも浜松市ということで入りました。それから、今回新たにつくらせていただいたのが横浜市の例ということで、リスクの評価の方法というのを一つ追加させていただいているところです。29ページは島根県の例ということです。1ページ飛ばさせていただいて、31ページが名古屋市の例です。32ページのほうは、多数の例があるということで、個別の団体というのは出していないということでございますけれども、業務レベルのリスク評価については以上でございます。

「リスク対応策の評価」ということで、次の分冊でございますけれども、こちらについては、特に増えるものとしては、36ページにリスク対応策の例ということで、先ほどリスクの内容で終わっていたところですけれども、それに対してリスク対応策はこういったものをとられているというのを、我々のほうで団体からピックアップして書き込んだものでございます。これも、ですので、特定の団体がこうしているという例ではないというこ

とを御理解いただけたらと思います。

次の分冊、「日常的モニタリング」でございますけども、これも前回示させていただいた ものを、少しずつ文言を調整させていただいたり、重複を削ったりしたようなものでござ います。また御確認いただければと思っています。

5番目、「有効性の評価」、47ページ以降でございます。こちらで新作は48ページ、整備上の不備に関して、特に評価例ということで1つ見つけたというのが横浜市でございまして、内部統制は整備上の不備と運用上の不備がありますけども、整備上の不備というのはなかなか事案が出てこないので、発見されにくいということがあるんですけども、横浜市の場合は、既にリスク対応策を整備した段階で、今現在でマニュアル等は整備されていますかというのをチェックしています。

具体的には、左側の7つの確認項目を年度途中にまず行うということをして、丸、三角、バツということで有効性を自己評価していくということでありますけども、それを年度末の時点でもう一度評価しまして、その年度中に不備が報告されなければ有効になったということで、整備上の不備ではないということを評価しているということで、この整備上の不備の評価例を48ページに出させていただきました。

49ページ以降は前回のとおりでございまして、団体名が入ることが許されたところは 入れさせていただいておりますけども、先ほどのリスク評価とは違って、これがまさに不 祥事だと判断する基準となるということもあって、あくまで内規として扱っていただきた いということを重ねて言われている団体も多くありましたので、こちらについては名前を 入れることができないところが多くございました。

ただ、例えば54ページの例であれば、北海道さんの御理解をいただいたりとか、56ページであれば神奈川県さんといったような、58ページ、福島県、青森県、そういった団体はいいですよということで書かせていただきました。ただ、そういった団体は具体的な数字を出していないようなところもあると思いますので、そういったところも含めて、今後こういった基準を何らかの形で参考にしていただいて、より多くの団体に公表していただくようになればいいなと考えているところでございます。

60ページ以降の資料のVIは、「整備上、運用上の不備の具体例」ということで、VIについては前回と同じ資料となっています。

最後に、今回新たに作成さていただいた「監査委員の審査、議会への提出、公表」というチャプターでございます。 7 2ページを御覧いただきたいのが、監査委員の審査意見の

例ということで、長の評価手続が相当でないとされたような例だということですけども、かいつまむと、①のところは、今回、我々のガイドラインで書く以前の取扱いだったということで、会計課が所管する所得税の歳入歳出外現金に、長期にわたり約2,000万が不足していたということが令和4年に入って判明したと。原因を調査中であるとして、令和3年の報告書に記載しなかったが、書くべきだったんじゃないかというようなことで不備としたということで、今回のガイドライン改訂で、完全に原因を究明して翌年度に書いてくださいという取扱いを書いていますが、現状としてこういう事案について、相当でないと評価された例があったということです。

あるいは2番目ですと、自己評価で不備があるとされていたけれども、それが適切に内 部統制の推進責任者に報告されていなかった。そのために後の手続で不備が報告されてい なかったと、そういった事案でございますけども、こういった評価手続が相当でないとさ れた例が見つかったということです。

下段については、長の評価結果が相当でないとされた例で、長は、内部統制は有効だと していたけれども、実は決算審査とかそういった監査委員が別に入った監査の過程で不備 というのは把握されたので、内部統制は評価結果が相当でなかったのではないかと、そう いったことを評価された例でございまして、こちらに4つほど例を挙げています。

例えば7番目を読むと、予算の執行科目を誤るなどしていたものが幾つかあったと。これはまさに決算審査の段階で判明したというようなこと、こういったものが指摘されているということ。

続く73ページは、前回も出させていただきました、評価手続に重大な不備があるとされた例でございます。さらに74ページ以降でありますけども、有効性についての評価ではなくて、監査委員がどういったことを意見として付したかということで、項目だけ読ませていただくと、体制の強化、取組の強化を行ってください。情報の伝達をちゃんとやってください。内部統制を職員にもっと普及させてください。次のページですと、リスクの識別評価をもっと角度を上げて、あるいは自主的なチェックを充実してください。そういったもの。定期監査とより連携してください。有効性の評価の例としては、全庁的なものについてやっているか、やっていないかというばらつきがあるというような例。

続く76ページ、内部統制に関する記録の徹底ということで、記録がされていないとか、 その下では、内部統制評価報告書のその記録に関して記載がないということで評価が難し かったという審査意見が示されています。 最後のページ、77ページですけども、監査委員との連携状況ということで、監査委員 と長がどういったときに意見交換をやっているんですかということで、団体に聞いたとこ ろの数値を載せておりますので参考とされたいと思います。

最後78ページ、議会報告の行っている月を聞いています。上段は、内部統制報告書を作成するのは何月ですかということで、出納整理期間が終わった5月の後に作成を行って、6月・7月・8月といった時期につくると。それから、それを受けての議会提出、決算と同時期の9月が多かったんですけども、12月という例も複数あったいう調査結果となっております。

非常に駆け足で恐縮でございましたけども、統制資料集について御説明させていただき ました。ありがとうございました。

【山本座長】 どうも御説明ありがとうございました。それでは、まずガイドライン関係につきまして、皆様方の御質問あるいは御意見を賜りたいと思います。今回がこの研究会の最終回ですので、細かな点につきましても御指摘いただければ幸いです。いかがでしょうか。

【小西構成員】 静岡県立大学の小西でございます。これまでウェブ参加で、今回は、 対面参加させていただける日程にしていただき、ありがとうございます。

私からはガイドラインに関しては1点だけ申し上げます。その前に、全体について、大変時間をかけて取りまとめていただいてありがとうございました。ガイドラインについても、おおむねこの内容で私は異存ございませんが、1点だけ、1ページの注ですけれども、「内部統制資料集を参照」とわざわざお書きになっていらっしゃって大変親切だと思うの

で、Q&Aも参照していいんじゃないかと思いましたので、細かいというか、全く技術的なことですけど、申し上げておきたいと思います。以上です。

【堀行政課課長補佐】 ありがとうございます。

【山本座長】 どうぞ。

【石川構成員】 私も内容については全て同意します。それで、1点だけ、レファレンスのところです。今回、多分28ページの「過年度の重大な不備を当年度に把握した場合の取扱い」のところで、注を2つ作成していただいていますけれども、先ほど御説明していただいた中で、恐らくこの資料3の9ページの部分も必要かと。この資料もレファレンスでお示ししていただくのと、それから、資料4の13ページに新設で設けていただいているところも、レファレンスで書いていただくとガイドラインの利用者が参考になろうか

と思います。

【堀行政課課長補佐】 この28ページの脚注にこの記載例も参照と。

【石川構成員】 そうです。記載例も参照と。あとは資料4については、直前にこういうケースがあった場合にも、そちらを参照するというように。ここを見れば、全てどのように対応したらいいかが解決できるようにすると、ガイドラインを利用する職員の方に有用に使っていただけるかと思います。

【入江構成員】 よろしいでしょうか。私も議論の本筋のところではありませんけれども、細かなところで分からなかったので教えていただきたいのですが。24ページで、新たに注としてつけられた部分ですけれども、最終案の本文のほうです。注の19と25が重なっているのですが、これは。

【堀行政課課長補佐】 これはワードのあれでございます。25というのは忘れていただきまして。

【入江構成員】 違うことを指してありますね。

【堀行政課課長補佐】 はい。19はもともとあったということで。

【入江構成員】 その注の書き方についてお聞きしたいのですけども、この従来型の数字が入って順番に脚注についているものと、今回(注)となっているものとの違いが分からなくて、そこは統一されたほうがいいのか、あるいは意味が違うということであればいいのですけれども、お聞きしたいと思いました。

【堀行政課課長補佐】 これは分かりやすく注と書いたもので、いずれ通し番号で、脚注番号もずれていくものでございます。

【入江構成員】 分かりました。ありがとうございます。

【井内構成員】 大阪市ですけど、いいですか。同じ24ページの注のところですけど、 この注の中身自体がこのガイドラインに載せていただくには、実務寄りといいますか、ガ イドラインをすっと読んでいるときに、ここでどういうことだろうと悩んでしまうといい ますか。

①と②、どちらの取扱いでもよいのであれば、Q&Aに載せていただけるとありがたいです。

【山本座長】 事務局で特に今、御返答がなければ、検討いただくということでよろしいですか。

【堀行政課課長補佐】 事務局としては、まさにこの脚注をどこに入れるかというのは

非常に悩んだところで、入れるのならここしかないかというところで入れたということもあって。大阪市さんが本文の流れと違う流れになると仰るのには、少し心当たりがあるというのが本音ではございますけども。もしもそういう扱いにということで御理解いただければ、もちろんQ&Aに入れるというのは、それほど抵抗はないことではございます。

【山本座長】 御検討いただくという形で、よろしくお願いします。

【井内構成員】 ありがとうございます。

【山本座長】 石川さんが御指摘された訂正の話ですけれども、これはガイドラインでは、過年度の問題が見つかっても、その年度の報告書は訂正したものを作成し直すということはしないというのが基本だけれども、Q&Aで、議会に提出する直前に重大な不備を把握した場合については、この場合に限っては作成し直すということもあるんだと、あってもよいと、こういう限定的なQ&Aと読んでよろしいのですね。

【田中行政課長】 その点は私も改めて確認させていただければと思いますが、資料4の13ページの今回追加したQ&Aのところで、今、座長から御指摘があった点について、 過年度の報告書の内容について、 直前に不備が把握された場合については、 本文では原則として、 次の報告書でしっかり説明しておくという取扱いだけれども、 直前に分かった場合には、 内容を差し替え、 過年度分の報告書を差し替えるという取扱いもあり得るという、 ここの理解の仕方ですけれども、 2つ考え方があり得るのかと思っていまして。

一つは、本来的にもう年度を過ぎているわけだから、その次の年度で報告すべきことだろうと理解するのか、あるいはもう一つの説は、訂正はすべきなんだけれども、その前の年度の報告書の差し替えによるのか、次の年度の報告書の中で説明するのかというのは、それはどちらもあり得ると。だけれども、今回のガイドライン上は一つの割り切りとして、その次の年度の報告書の中で説明するということにしているけども、そうじゃなくても構わないということをQ&Aで書いていると理解するのか、2つの理解があり得るだろうと思います。

これまでの議論からしますと、恐らくは後者という理解ではないかと考えておりまして、 そういう理解でよろしいかどうかということを今日確認させていただければと思ってございます。

【山本座長】 いかがでしょうか。前回、前々回も議論したところの詰めの話ですけれ ども。町田さん、何か。

【町田座長代理】 私も、今御説明があった後者の理解で良いのではないかと思います。

つまり、地方公共団体の現場にはいろんなイレギュラーなことがあると思うんですよね。 ガイドラインの改訂案には、訂正を方向するということは入れたわけなので、そこを、と もかく訂正してからでなければ議会に出しては駄目だとか、あるいは、何か手続を踏まな ければいけないということで縛ってしまうと、あたかも重大な瑕疵が起きた場合の処理の 規定ようになってしまう。各自治体のマンパワーの問題もあるでしょう。どこかで問題が あったということは明らかにすることは必要だけれども、評価をしてから、対応策を講じ てから議会に出したいというところもあるでしょうから、それは現場というか、内部統制 の評価作業の現場の判断に任せていいのではないでしょうか。あるいは監査委員とコミュ ニケーションを取って判断してもらえばいいのではないか、と私は思っています。

【山本座長】 何年も前の話ではなく直近の話として、議会との関係がありますから、 それを融通性があるというのはしかるべき話かと思うんですけれども、そういう理解でよ ろしいですか。

【田中行政課長】 議会との融通性ということも一つございますし、もう一つ、あまり考えにくいケースですけども、決定的に違いが出てくると思われるのが、内部統制の報告書というのは、都道府県・政令指定都市は、内部統制方針をつくるというのは義務づけになっていますけれども、それ以外の市町村は任意ですよね。方針をつくった場合に評価報告書をつくる必要があると、こういう仕組みになっています。

ですから、仮定の話ですけども、例えば今まで方針はつくっていたけども、ではやめますというケースがあると。そういうときに、今までやっていた報告書はあるんですけれども、それが次の年度になって間違いが分かったときに、それは訂正する義務があるのかどうかと。こういう局面においては意味がある議論になってきまして。

次の年度において本来的に訂正すべきものだと考えるんであれば、ぎりぎりだとやらなくていいということになりそうな感じですけども、先ほどの説で後者の理解であれば、それはどこかのタイミングでやるんだけれども、このガイドライン上は便宜上次の年でいいですよとしているのであれば、年度を超えたものであっても、それはどこかのタイミングでやったほうがいいですよねと、こういうことになりそうですけれども。今の議論からしますと後者の理解ですので、仮に方針を取りやめて、内部評価報告書をつくるのはやめるとしたとしても、年度を越えてどこか不備が見つかれば、やはりそれは訂正する必要がありますよねと、こういう理解になるということかと考えてございます。

【町田座長代理】 場合分けしていくと、いくらでも複雑なケースが想定できます。私

の想像ですが、おそらく現場はどんな場合でも対応してしまうんだと思うんです。しかしながら、そこを対応を求めるという形で規則で縛ってしまうときつ過ぎるので、現場にタイムテーブルは任せて敢えてガイドラインの上では縛らないということだと理解しているところです。

【山本座長】 始まったばかりですし、何年かたつとそれなりに落ち着いていくと思いますので、どこかで融通は利かせたほうがいいところはあるかと思います。

村井さん、何かございますか。

【村井構成員】 すいません、今日は定例県議会中でこんな形で大変失礼いたしました。 今の点ですけれども、私の理解とすると、前回も申し上げたかと思うんですが、このガイドラインは各自治体の標準的なありようを示すものということで、その標準的なありようを示すという意味合いにおいては、過年度の重大な不備を把握した場合については、翌年度の議会へ提出する報告書の中で対応状況について報告をするというのが標準的なありようであると。

一方、内部統制評価書自体を修正すると、訂正するということも自治体の判断によっては可能ですよいうことを示すのはどこで示したらいいかということですけど、標準的なありようの中で示すというよりは、Q&Aの中でそういった道もありますよということを、紛れがないような形で分かりやすく表示するというのが今の形かと思いますので、私とすると今の形が一番よろしいのではないかという意見です。

【山本座長】 どうもありがとうございます。

ほかに御指摘、御質問があれば、本日最終回ですので。ガイドラインはこのような形で よろしいですか。どうもありがとうございます。

では、少々早めですけども、資料集、それから今後の内部統制のありようなどに対して、 御意見がございましたら、この際、御意見をいただければ幸いです。いかがでしょうか。 どうぞ。

【小西構成員】 度々失礼します。まず資料の3について、非常に細かいことで恐縮ですけれども、9ページで、赤字の5の付記事項の注、(1)のところですけど、6和N-4と書いてあるのは、これは黒丸のほうがいいんじゃないかと思います。必ずしも4年とは限りませんので、先ほどの御指摘で特定化しないほうがいい、100万円とかにしないほうがいいという趣旨だとすれば、前年、N-1年度に把握したんだから、N-2年度は書いてもいいと思うんですけど、どこまで前なのかというのは特定できないですよね。特定

化しないという意味では黒丸のほうがいいと思います。

それからもう一点、これは議論があるかもしれませんので、ほかの先生方の意見で最終的にお決めいただけると良いと思うんですけど、Q&Aの新設の部分です。資料4の3ですけど、問いと答えが合っていないのではないかと私は感じています。ここで聞いているのは、「監査委員との意見交換を通じて、」と記載が追加されたが、その趣旨は何かという問いなので、答えは3だと思うんですよね。1、2がいきなり出てくるのは、ここでの研究会の議論を踏まえているとは理解できるんですけど、「選択肢がない限定的な表現になっている箇所が複数あるとの指摘」は、問いとは別の話だと思います。私の意見は、この1、2を言うのあれば、問いとして、ガイドラインの趣旨いかんとかということにして、1と2は、3からは独立させたほうがいいんじゃないかというのが私の意見です。ただ、これは先生方の意見に、いや、やはりこの一体化のほうがいいのだというお考えがあるとすれば、そういう考えもあると思うんですけど。

もう一つの選択肢としては、問いに対してちゃんと答えているのは3の部分なので、この部分を先に持ってきて、3ページの1と2は、「また」以下にしておくとかして、ちょっとトーンを変えるという手もあるのではないかと思いました。

【山本座長】 事務局としては、このようにまとめた趣旨というのは。

【堀行政課課長補佐】 まさに小西先生からも、「この研究会のこの議論を踏まえるとこういう流れになるんだけど」というところを答えに落としてしまっているということなので。もしよろしければ、この問いのほうを少し工夫させていただいて、例えばこのガイドラインの記載に至るまでどういう経緯があったんですかとか、そういったことを足させていただくというのもありかとは思います。

【山本座長】 では、事務局に検討いただくということでよろしいですか。

【小西構成員】 お答えになっていらっしゃる内容は、私は賛成です。ガイドラインの趣旨は、技術的助言として示したものであるし、先ほどお話があったように、ガイドラインはまずあるべき姿を総務省としてお示しいただいたものであり、Q&A等は、運用にも配慮しているものである、という基本の流れはちゃんと維持されていると思いますので、置き方の問題だけです。以上です。

【山本座長】 では、今の御指摘の点を踏まえて御検討ください。

ほかに何か、資料集、あるいは今後の内部統制の在り方等について。どうぞ。

【入江構成員】 今回修正された箇所ではないのですが、若干気になりましたので、お

聞きしたいんですけど、資料5の2枚目です。項目4の2、日本語として分かりにくいと 私は思いました。「組織は、リスクの評価と対応のプロセスを明示するとともに、それに従 ってリスクの評価と対応が行われることを確保しているか」という、この「行われること」 というのが、これは通常何を指しているのかということが。対応のプロセスなどを明確に しているということだと思うのですけれども、若干分かりにくいと思いました。

それと、あともう1点、これも瑣末なことです。資料6ですけれども、1つ目の分冊の5ページ目ですが、内部統制方針の記載事項について、団体数と記載があるのですけれども、これの全数は明らかにされなくていいのかということをお聞きしたいと思います。以上です。

【山本座長】 ありがとうございます。事務局から、すぐに答えられる点がありました ら。

【堀行政課課長補佐】 先ほどの資料5の2ページの4-2のところは、今御指摘いただいたのは小見出しのところですけども、その中見出しのところを読んでいただくと、「組織は、内部統制の目的に係るリスクの評価と対応ができるように、十分な明確さを備えた目標を明示し」、その後です。「リスク評価と対応のプロセスを明確にしているか」という項目に対して小見出しにしていますので、「行われることを確保しているか」との「こと」については、まさにその対応のプロセスが行われているかということです。日本語的に読みにくいというのは理解するところではありますが、これをどうするかということですかね。

【入江構成員】 文言の表現的なことだけですので、皆さんが理解できるということであれば問題ないと思いますが。

【山本座長】 表現のことなので、時間をいただければ、事務局で対応していただければ。あともう1点の。

【堀行政課課長補佐】 もう1点の本編資料ですけども、全部で、内部統制方針の5ページです。これは目的のところは105団体と入っていますけども、これは総数が105ということでございました。

【入江構成員】 例えば表の上ですとかに全数を。

【堀行政課課長補佐】 そうですね。どちらかに書かせていただきたいと思います。

【入江構成員】 ありがとうございます。

【山本座長】 どうぞ。

【石川構成員】 ありがとうございます。全数もそうですけど、市区町村の努力義務団体が全体で現在どれぐらいあるのかというのを、できればお名前を公表していただけないか、お名前も示していただけないかと思いました。努力義務団体で、この研究会には渋川市さまがいらっしゃっています。ほかにどこの自治体が44団体、実際に導入されているのかということをお示しいただくと、これから導入を検討される自治体に役立つと思われます。

【堀行政課課長補佐】 これは実名ですけども、統計が、今回の調査と違う統計でいずれ出まして、「地方自治月報」というのが、2年あるいはないし災害があった場合とか3年に1回とか行っているんです。それを今年度実施していまして、今後、3月末ないし4月頭頃に新しいのが出ると思います。そこで実名は出ます。この111団体。

【石川構成員】 ありがとうございます。せっかくなので、その「地方自治月報」を使ってもよいのでお示しいただけると良いと思います。内部統制の制度導入をされている自治体またはこれから導入予定の自治体は、このHP上の内部統制のガイドラインのところには、必ずクリックするはずです。「地方自治月報」を確認しなかったとしても。そうすると制度導入を検討される自治体の参考になると思いました。この調査にご回答された44団体ですかね。もっと「地方自治月報」ですと導入団体の件数が多くなるのか少なくなるのか分からないですけど。やっておられる努力義務団体の団体の実名を公表していただいたほうがよいと思いました。

それと、もう1つ。これは、本当に調査結果を確認していただきたいんですけど。7ページに、非財務の内容の中に、ある指定都市が監査と入れておられます。これは何をしているのかがとても気になりました。監査というのは、どんなことを内部統制の対象の中に入れておられるのでしょうか。もしも、調査結果が今すぐ確認できるのであれば、教えていただきたいと思われます。

【堀行政課課長補佐】 今、検索します。

【石川構成員】 監査の何が対象なのかと。

【堀行政課課長補佐】 進めていただければと思います。

【石川構成員】 そこが気になりましたというところです。

【町田座長代理】 石川先生の御関心は、私も学者として分かるんですが、多分3月末までその「地方自治月報」を待っていると、今回のガイドラインの公表のタイミングに間に合わなくなってしまうのかと想像しています。

どんな形で出すのかは難しいところもあるのかと思うんですが、このガイドライン、あるいは事例集を出す段階までで得られるデータや資料を基にして、義務化されているところと、任意のところでどれぐらいやっているのかとか、あと今回の調査に応じてくれたところの内訳ですね。義務化されているところと任意のところの内訳。こういったものを出していただけると良いのではないでしょうか。

それと、追加で、3年前にこの制度が入ったときに、一番テーマになっていて、もしも 次に制度を変えるときには考えなければいけないと言っていたのは、23区の問題だった んですよね。そんなことも含めてカテゴリーを詳細化してもらえると、どういう自治体が 任意でやっているのかということが分かるし、参考にできるのではないかと思いました。

あと、細かい点を一つ申し上げると、先ほど御説明いただいた中で、私が資料を見て分からなかったのは、横浜市の整備状況のところです。このパワーポイントの資料を見ただけでは、先ほどのご説明の内容はフォローできないので、もう少し詳しく書いてもらわないと、整備状況をやっている途中で不備を把握しているというのは、認知できないのではないかと思いました。

【堀行政課課長補佐】 それは、5の48ページの話。

【町田座長代理】 そうですね。資料6の整備状況の不備のところの……。

【堀行政課課長補佐】 上段に少し分かりやすいように、評価の流れなどを書かせていただきたいと思います。

【山本座長】 どうぞ。

【小西構成員】 これは意見というか謝意です。今回、資料集のほうで個別の団体名を それぞれ公表していいかどうかまで点検して載せていただいたので、本当にありがとうご ざいました。このために、大変お手間がかかったと思いますけど、貴重な資料集の作成に お礼を申し上げたいと思います。以上です。

【山本座長】 村井さん、何かございますか。大丈夫ですか。いろいろ御指摘……。

【村井構成員】 特段私からは意見とか質問等はございません。ありがとうございます。

【山本座長】 どうも。

いろいろ御指摘がありましたけども、すぐ対応できないこともありますので、事務局に 少し時間をいただければと思います。もう少し時間がありますけれども、大所高所から御 意見を賜るとか、あるいはもう少し……。どうぞ。

【秋山構成員】 もう今回の話と関係ないんですけど、私どもの支部に近畿会という会

がありまして、そこで各自治体のアンケートを取ったんです。この内部統制制度が入って、 どう業務が変わったかとか、いろいろそういった視点でアンケートしたようでして。手元 にないので正確には申し上げられないのですが、具体的に業務が変わったと答えている自 治体が少なかったようです。ですので、この制度導入の効果測定的なことを何かされると いいのかと思っております。

恐らく、回答した人によって内部統制の受け止め方が違うというのもあると思いますけど、明らかに内部統制が構築されているところは、事務ミス的なものは減っていくと思うんですよね。それを多分実感されていないのかとか、もともとレベルが高いのかよく分かりませんが、そういう効果測定をする機会があってもいいのかと。その、私どもの近畿会が実施したアンケートの結果を聞いてそのように感じました。以上です。

【山本座長】 どうもありがとうございます。効果測定、例えばどういうふうに。

【秋山構成員】 いや、やり方は分かりませんが、効果としては単純にエラーやミスが どれだけ減ったかという話かと思います。

【堀行政課課長補佐】 よろしいですか。先ほどの石川恵子先生からいただいた、監査を内部統制の対象としているのはどういうことを行っているのかということで、具体的な団体名は北九州市さんでした。それで、今このリスク一覧のところに監査という項目があって、どういう項目を念頭に置いているかというと、監査で指摘した事項をそのまま放置されていないか、未措置されていないかどうかというのを統制かけるというようなことでございまして。そういった……。

【石川構成員】 そこを書いたほうが。「監査の指摘事項」と書いたほうが正確に伝わる ので、いいと思われました。

【田中行政課長】 もう少しそこを書いたほうがいいかもしれない。

【堀行政課課長補佐】 そうですね。

【田中行政課長】 監査というのが、調査の関連という意味じゃなくっていうか。

【小西構成員】 監査の不備ということではないのですね。

【石川構成員】 そうですね。監査ということじゃ……。

【堀行政課課長補佐】 そうですね。ここは分かりにくい。

【山本座長】 ほかに何か御意見、御指摘はございますか。特にないようでしたら。 どうぞ。

【井内構成員】 資料集の9ページに大阪市の方針等を載せていただいているんですけ

ども、せっかく資料集をつくっていただいて、リンク切れみたいなことになると困りますので、そこは確認させていただきます。

【山本座長】 事務局で御対応をお願いします。

【堀行政課課長補佐】 もしもリンク切れということでしたら、総務省にPDFを御提供いただいたら、総務省のホームページに掲載するとか、そういった……。

【井内構成員】 将来的にどのタイミングで切れてしまうかが分かりませんので、最初からデータの形で掲載していただくほうがいいか、そこはまた御相談させていただきます。

【堀行政課課長補佐】 また工夫させて、はい。

【山本座長】 御協力ありがとうございます。どうぞ。

【石川構成員】 予算の問題とかいろいろあろうかと思うんですけど、個人的には、内部統制評価報告書とか審査報告書を、民間企業のEDINETのようにデータベース化していただくと、自治体のみなさまが、非常によく活用されるようになると思っております。今のリンク切れとかということも含めて考えると、総務省は、例えば、決算統計等の資料を全て集めておられますので、同様に公表される仕組みがあると、自治体の皆様にとっても非常に有用ではないかと思われます。

例えば、今回の地震で石川県の状況を報道で見ていると、被災されていた職員の方も相当数おられるようです。現在の状況では、内部統制の業務どころではないと思われます。例えば、そのようなデータベース化されたまとまった情報がHP上にあると、他の自治体の内部統制の評価報告書と審査報告書が1箇所に情報がまとめられているので、所管されている職員の方々の業務の効率化にもつながります。

要するに、自治体が他団体の内部統制の状況について情報収集するために、各団体のHPをクリックするのは、なかなか非効率で面倒なのかと思われます。それゆえ、1か所に格納されている情報があると、将来の世代にも役立つと思われます。ホームページでの一括掲載は大変とは思いますが、我々現世代というよりも、内部統制の所管を託されていく将来の世代を考えると、非常に有効な方法と思われます。

自治体のホームページを見せていただくと、大阪市も言っておられていたように、該当のページまでたどり着かないということを実感しております。あくまでも要望というか意見です。

【山本座長】 今いきなりEDINETはやれないですけども、できるところからやっていただければ。

【石川構成員】 はい。いきなりそういうことではなく、できるところからやっていただいて。お考えいただけると、全国の自治体の職員の方にも負担感がなく、持続可能性も高まると思います。

【町田座長代理】 EDINETは適時開示なのでそれに対応しなければなりませんし、 検索を可能にするにはHTMLでの作成や読み替えも考えなくてはならないので、なかな か難しいかもしれませんね。

【石川構成員】 そこまでやらなくても。

【町田座長代理】 同じような不便さということでいえば、会社法で取締役会における内部統制の決議規定が入ったときに、外部からそれを確認するには各会社のホームページから取締役会決議までたどり着かなくてはならない、それでは大変だということで、東京証券取引所が始めたのがコーポレートガバナンス報告書の適時開示システムでした。だから、まとめた資料を毎年、総務省さんにつくってくださいというわけではなくて、例えば提出されたものを一括して閲覧できるページを設定して、PDFファイルが47都道府県、20政令指定都市の分、並んで掲載されているということで良いのではないでしょうか。ページをつくるというのであれば、そんなに過負荷ではないし、場合によっては、法的な訴求期限でリリースしてしまってもいいのかもしれませんので。総務省が提供可能なフォーマットでやったほうが、恐らく確かに見やすいですし、石川先生の御研究も役立つんじゃないかと思います。

【石川構成員】 あくまでも、将来世代の職員に役立つことを考えてです。

【山本座長】 重要な御指摘なので、しかるべくご対応ください。

ほかに何か、この際。大丈夫でしょうか。では、少し時間はありますが、御意見賜りまして、どうもありがとうございました。本日の御議論を踏まえたガイドラインの修正案は、 座長である私に一任いただきたく存じます。御異議ございませんでしょうか。ありがとう ございます。

それでは、以上をもちまして、内部統制制度の運用上の課題に関する研究会を終了した いと思います。どうもありがとうございました。